
資料編

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会設置要綱

(設 置)

第1 都立特別支援学校には自閉症を併せ有する児童・生徒が多数在籍している現状を踏まえ、自閉症の二次障害の一つである強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方を検討するために、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）に強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教職員向けの強度行動障害の解説に関する事項
- (2) 学校における強度行動障害のある児童・生徒への対応に関する事項
- (3) 強度行動障害が発現する可能性のある児童・生徒への未然防止的な対応に関する事項
- (4) 保護者、外部機関との連携に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構 成)

第3 委員会は、学識経験者、療育関係者、都立学校教職員、教育庁職員の中から、教育長が任命又は委嘱するものをもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、教育庁指導部特別支援教育指導課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に参加させることができる。

(作業部会の設置)

第6 委員会に作業部会を設け、委員長による指示の下、第2に掲げる事項の具体的な検討を行い、委員会に報告する。

- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7 委員会及び作業部会の庶務は、教育庁都立学校教育部特別支援教育課が担当する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会 作業部会運営要綱

(目的)

第1 強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第6の2に基づき、委員会に設けた作業部会の運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2 作業部会は、委員会設置要綱第2に掲げる事項の具体的な検討を行い、委員会に報告する。

(構成)

第3 作業部会は、療育関係者、都立学校教職員、教育庁職員の中から、教育長が任命又は委嘱するものをもって構成する。

(部会長)

第4 作業部会に部会長を置き、委員会の委員長が作業部会委員から任命する。

2 部会長は、作業部会を主宰し、会務を総括する。

3 部会長が不在の場合は、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5 作業部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要に応じて、委員以外の者を作業部会に参加させることができる。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会

分野	所属	職名	氏名	備考
経学 識者	十文字学園女子大学 教育人文学部 児童教育学科	教授	中西 郁	委員
	国立大学法人山口大学 教育学部 特別支援教育教室	准教授	柳澤 亜希子	委員
療育 関係者	社会福祉法人嬉泉	理事長	石井 啓	委員
都立 学校 教職員	東京都立しいの木特別支援学校	校長	濱渦 孝治	委員
	東京都立清瀬特別支援学校	校長	古館 秀樹	委員
	東京都立鹿本学園	統括校長	高橋 馨	委員
	東京都立東久留米特別支援学校	校長	守屋 光輝	委員
都庁	福祉局障害者施策推進部都立施設機能強化担当課長		村瀬 正能	委員
教育 庁 職員	特別支援教育推進担当部長		落合 真人	委員長
	指導部特別支援教育指導課長		中村 大介	副委員長
	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長		小林 真琴	委員
	都立学校教育部主任指導主事（特別支援教育推進担当）		深谷 純一	委員
	指導部主任指導主事（特別支援教育担当）		西岡 陽子	委員
	指導部統括指導主事		山田 智博	委員
	東部学校経営支援センター支所 学校経営支援主事		坂口 亮	事務局
	都立学校教育部特別支援教育課 主任		野崎 佑馬	事務局

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会 作業部会

分野	所属	職名	氏名	備考
療育 関係者	社会福祉法人嬉泉	理事長	石井 啓	委員
	社会福祉法人嬉泉	指導主任	北川 裕	委員
都立 学校 教職員	東京都立しいの木特別支援学校	主幹教諭	大澤 弘幸	委員
	東京都立清瀬特別支援学校	教諭	上田 健太	委員
	東京都立鹿本学園	教諭	金子 翔一	委員
	東京都立東久留米特別支援学校	主幹教諭	岸田 大輔	委員
教育 庁 職員	指導部統括指導主事		山田 智博	部会長
	指導部指導主事		宮田 愛	委員
	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長		小林 真琴	事務局
	東部学校経営支援センター支所 学校経営支援主事		坂口 亮	事務局
	都立学校教育部特別支援教育課 主任		野崎 佑馬	事務局

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方検討委員会報告書

強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方

東京都教育委員会印刷物登録 令和5年度 第74号

発行日 令和6年2月

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)6762

